

第15回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和2年4月24日（金）

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長（10番） 山田 一夫

会長職務代理者（9番） 笹山結実男

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄
7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子
7番 工藤 郁子、 8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕
10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

—

農地利用最適化推進委員：

2番 木村 正司、 3番 大久保 広、 4番 太田 正

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男
主任主査 鶴飼 義信、 主事 玉舘 透、 主事 小林 誠

議 長（山田会長）

それではただいまより、第15回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

（ 午後1時30分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は、10名で、在任委員の過半数に達しておりますので
会議は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員は、7名の出席となっております。

なお、木村委員、大久保委員、太田委員より、欠席の報告がございました。

それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より
指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので 6 番 福田光雄委員 7 番 荻谷雅行委員のお二方をお願いいたします。

日程第 2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 それでは議事に入ります。日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。

なお、番号 3 については、除斥がありますので分けて審議したいと思います。番号 1 と番号 2 について、朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

議案第 1 号についてご説明いたします。議案書のほうは、1 ページ、2 ページそして 3 ページになります。番号 1 につきましては、筆数が 2 ページにわたっていますので、合計欄は 2 ページの最後の所となりますのでよろしくお願い致します。

番号 1、農地の所在地についてですが大字〇〇第〇地割の 4 筆になります。畑が 4, 9 2 7 m²、同じく畑で 5, 7 9 8 m²、同じく田んぼで 1, 8 3 9 m²、同じく畑で 1, 8 3 3 m²になります。続きまして大字〇〇第〇地割で、上から順番に畑で 2, 1 7 7 m²、同じく畑で 2, 8 2 1 m²、同じく畑で 1 0 8 m²、同じく畑で 1, 9 6 0 m²、同じく畑で 8 6 1 m²、同じく畑で 5 0 8 m²、同じく田んぼで 2, 1 4 0 m²、同じく畑で 3, 6 5 3 m²。2 ページに続きまして、大字〇〇第〇地割の畑で 5 0 5 m²、同じく畑で 2 2 2 m²、同じく畑で 7 7 4 m²、同じく畑で 4 6 4 m²、同じく畑で 2, 1 3 6 m²、同じく畑で 5. 2 5 m²、同じく畑で 1 4 8 m²。次に大字〇〇第〇地割〇番になりますが、1 筆が課税上の宅地と畑に現況で分かれておりまして、一つが現況宅地で 7 4 m²、現況畑で 4, 2 5 9 m²、この二つで 1 筆となってございます。もう一カ所が大字〇〇第〇地割の田んぼで 1, 0 1 6 m²。合計で田んぼが 3 筆、畑が 1 8 筆、合計 2 1 筆で 3 8, 2 2 8. 2 5 m²になります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。親子間での使用貸借権の設定になります。こちらにつきましては、経営移譲を行いたいというご相談がありまして、その為の使用貸借の設定となってございます。貸借設定期間は 1 0 年間。許可日から 1 0 年間となってございます。現地確認につきましては、太田委員と下谷地委員をお願いしてございます。

続きまして 3 ページをご覧いただきたいと思います。

番号 2 になります。大字〇〇第〇地割の畑で 6 1 9 m²になります。こちらは売買による所有権の移転になります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。対価金につきましては 2 0 万円。1 0 a 当たり 3 2 万 3 千円となります。現地

確認につきましては、太田委員、下谷地委員にお願いしてございます。

以上、2件につきましてご審議よろしくお願ひします。

議 長 番号1と番号2については、太田委員と下谷地委員に依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

下谷地委員 それでは報告いたします。4月19日、私と太田委員とで現地確認をしました。番号1から説明いたします。位置周囲の状況ですが、〇〇地区の申請者自宅周辺に畑が18筆、田が3筆、合計21筆ありますが、位置説明のほうは省きます。というのも、渡人が今年7月より農業者年金の受給をするために親子間で使用貸借を結ぶものでございます。周辺への影響については、〇〇農家であり、現在は息子さんが中心となって農家経営を行っておりこれからも続けるということですので、支障はなく許可相当と見ました。

続きまして番号2について説明いたします。位置周囲の状況は、〇〇地区で、農地の南側に渡人の自宅があり、あとは畑となっています。受人は隣の畑所有者であり、渡人が農地を相続したものの耕作も管理も出来ないため、相談するなどして今回に至っております。受人の自宅からも近く効率的に利用でき、周りにも支障がないと思われまゝ。よって許可相当と見てまいりました。

よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。
笹山委員。

笹山委員 ちょっとお聞きしたいが、第〇地割〇番の畑が、A-1とA-2とあって、A-1が宅地になっているということは、ここだけ何らかの手続きがやられているということか。

事務局 議案書2ページの大字〇〇第〇地割〇番のA-1と書かれたところですが、A-1の面積が現況地目が宅地となっていますが、農業用施設用地として2a未満の建物が建っている状況になります。この場合、転用許可が不要という事ですが、固定資産税では分けて課税しているためにこうした表示となっております。土地の登記簿上は畑1筆となっております。

笹山委員 自宅などではなくて農業用施設ということ。

事務局 はい。74㎡分になります。

議 長 番号1について、よろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと認めます。
続きまして、番号3については除斥があります。
農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議 長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書のほうは3ページ、番号3となります。場所は、大字〇〇第〇地割内の畑6筆になります。上から順番に、面積が3, 333㎡、179㎡、1, 745㎡、5, 739㎡、4, 093㎡、671㎡、合計で15, 760㎡となります。こちらの譲渡人は〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇で、売買による所有権移転になります。対価金は6筆合計で75万円。譲受人は、〇〇委員のご家族ということで今回、除斥の取り扱いとさせていただきます。現地確認につきましては、太田委員と下谷地委員にお願いしてございます。
以上、よろしくお願い致します。

議 長 現地確認につきましては、太田委員と下谷地委員に依頼しておりますので、報告をお願いします。

下谷地委員 番号3について報告いたします。位置周囲の状況ですが、〇〇より北に600mぐらいに大字〇〇第〇地割〇番〇、同じく第〇地割〇番〇、同じく第〇地割〇番〇、同じく第〇地割〇番〇、同じく第〇地割〇番〇があります。大字〇〇第〇地割〇番〇は、同〇〇から東に200mぐらいの場所にあります。譲渡人は番号2と同じ方です。相続はしたが、自分一人では農地を管理できないため、譲受人のほうに相談したとのこと。今までも貸していたそうですが、今後のことを考え所有権の移転をするということになったそうございます。譲受人は、今後も効率的に利用でき、周りにも支障はなく許可相当と見てまいりました。
よろしくお願い致します。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと認めます。
〇〇委員の復席をお願いします。

[〇〇委員 復席]

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、すべて原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。番号1と番号2について、朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書のほうは4ページになります。農地法第4条の許可申請について今回は2件提出されております。位置図のほうを5ページと6ページに付けてございますので、併せてご覧いただきたいのと、別紙で配置図のほうを2枚綴りのものをお配りしてございますので、配置図と建物の平面図も参考にご覧いただきたいと思っております。

議案書のほうに戻りまして、番号1、場所は大字〇〇第〇地割の畑になります。面積は153㎡。農振関係は農振農用地外となっております。こちらは、昨年11月22日付けで農用地区域からの除外手続きをされている所となります。申請人は〇〇〇〇。転用の目的は一般個人住宅の建設のための転用となります。施設等の内容については、住宅、通路、浄化槽の配置ということで、別添の配置図のほうを参考にご覧いただきたいと思っております。転用の理由は、自己用の住居の建築の為となります。農地区分は第2種農地と判断してございます。現地確認につきましては、増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。

続きまして番号2、場所は大字〇〇第〇地割内の畑になります。面積は1,237㎡。こちらにつきましては備考欄にあるとおり追認です。昨年、農振除外の手続きの際に一度転用したいという申し出がございまして、現地確認に行ったところでございますが、既に小屋等が建っておりまして駐車場、転向場に切削材が敷かれていたという状況がございました。農業用施設として小屋、車庫と倉庫につきましては、農地転用の許可が不要である2a未満の面積ではありましたが、切削材の敷き均しの部分が面積を超えていたということで、その部分が違反転用に該当するということがございました。加えてこの部分が農用地区域内にあったということで、その手続きのほうを県から確認しながら来た経緯がございまして、転用の内容につきましては、農業用施設としての施設になります。許可申請をその当時して受けていれば許可相当ではないかという内容でございましたので、いわゆる原状回復は行わずに、追認の申請で進めてどうだろうかということで県のほうからも確認をいただきまして、追認として進めることで、今回提出されたものになります。

農振農用地区域内ではありましたが、農業施設用地の場合、軽微変更の手続きで除外が可能だということがございますので、その区分に従って除外の手続きを行ったという経過がございます。今回申請で出された部分につきましては、別紙の配置図のほうをご覧くださいと思います。2枚目になりますが、色が付いていないので見にくくて申し訳ありませんが、真ん中の部分に地番が振ってあります。この部分が今回の該当する1, 237㎡の部分になります。階段状に区切られた真ん中から右下にかけてのエリアになります。その中で左側から、物置が21.45㎡、その下側に車庫、通路を挟んだ右側に作業所、その下に転向場及び資材置場、更に右下に通路の部分とポンプ室というような配置になっているのが該当部分となります。先ほど申し上げましたが、既に建物等が建っているのが左上の物置、車庫、右下のポンプ室で、新たに建築したいところが右上の作業所の部分で81.15㎡となります。転向場及び資材置場、通路の部分には切削材での敷き均しがされておりませんが、それらを今回の申請では、既に行われている部分は追認で、作業所を新たに建てる部分については新規に申請を行うという内容となっています。経過についてはそういう流れです。農地区分については第2種農地と判断してございます。現地確認につきましては、太田委員と下谷地委員にお願いしたところでございます。

以上の2件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については増尾委員と細谷地委員に、番号2については太田委員と下谷地委員に依頼しておりますので、報告をお願いします。

増尾委員 番号1について報告を申しあげます。本件については、4月20日に細谷地委員と私の2名で現地確認を行ってございます。申請地の位置、周囲の状況でございますけれど、〇〇地区内で、主要地方道の〇〇バス停から町道を400m程度、西側に入ったところがございます。南側と西側が山林、町道を挟んで北側は畑と田んぼが散在しています。確認者の意見ですけれど、申請地は、周りがほぼ山林で囲まれ、周辺農地への土砂流出や日照不足等は考えられず、また本人の住宅を建設するというの目的も明確であり、面積も必要最小限と思われれます。よってこの申請は、許可相当であると考えます。以上です。

下谷地委員 それでは番号2について説明いたします。4月19日、太田委員と事務局と私の3人で現地を見てまいりました。位置、周囲の状況ですが〇〇地区の〇〇集落より町道を北に800mぐらいのところ、西側が町道で、あとの周りは全て畑となっています。申請者は〇〇を営んでいます。作業用具は自宅から離れた場所で保管していますが、近年、クマの被害が多く自宅近くに作業小屋を建てる計画で昨年申請しましたが、現地確認の時、既にアスファル

ト切削材が敷いていて、面積が超過し違反転用だったことが初めて分かったそうです。転用申請者には、悪意はなく事前に必要な手続きをしていれば問題ない案件で、また生業に使用する、している施設とのことで、転用後の周囲の農地への影響は無いと考えられます。よって、許可相当と見てまいりました。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について上程いたします。

なお、番号10と番号15については、除斥がありますので分けて審議したいと思います。

番号1から番号9までと、番号11から番号14までについて朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 それでは議案書の7ページからになります。基盤法に基づく農用地利用集積計画の承認について、番号1から順に読み上げたいと思います。

番号1、農地の所在地ですけれど、大字〇〇第〇地割の畑、面積は6,870㎡になります。同じく第〇地割の畑で4,794㎡。同じく第〇地割の畑で14,407㎡、同じく第〇地割の田んぼになりまして2,463㎡。同じく田んぼで5,459㎡。同じく田んぼで1,538㎡。合わせて田んぼ3筆、畑3筆、合計面積で35,531㎡となります。こちらの利用権の設定、利用者になりますが〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が岩手県農地中間管理機構になります。こちらは賃貸借の設定となりまして、期間は令和2年5月1日から令和5年3月31日まで。賃貸料につきましては年額10万1,010円。農地中間管理事業による利用権の設定となりまして、この後の議案第4号とも関連してございます。現地確認は増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。

続きまして番号2になります。場所は大字〇〇第〇地割で、田んぼが3筆ございます。上から順番に1, 341㎡。同じく1, 398㎡。同じく1, 351㎡。合計で4, 090㎡となります。利用権を設定する者、所有者ですけれど〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇で町外の方となります。設定期間は5年間となります。使用貸借による利用権の設定となります。現地確認につきましては間賀委員と安田委員にお願いしてございます。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思います。

番号3、場所は大字〇〇第〇地割内の田んぼが2筆になります。一つは882㎡、もう一つは484㎡。利用権の設定をする者が〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が、〇〇〇〇になります。先程の番号2と、位置的には隣り合った所となります。そこを申請者が利用権設定をする形になります。こちらも使用貸借による5年間の利用権設定となります。現地確認は、間賀委員と安田委員にお願いしてございます。

続きまして番号4となります。場所は大字〇〇第〇地割内の畑、9, 063㎡となります。利用権の設定をする者が〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。5年間の使用貸借による利用権の設定となります。現地確認は寺澤委員と内澤委員にお願いしてございます。

番号5、大字〇〇第〇地割の田んぼで915㎡。大字〇〇第〇地割の田んぼで5, 039㎡。大字〇〇第〇地割内の畑で3, 315㎡。3筆合計で9, 269㎡になります。こちらは法定相続人による申請となっております。所有者名義は〇〇〇〇で、その奥様から申請人への利用権の設定となります。使用貸借による5年間の利用権の設定となっております。現地確認は寺澤委員と内澤委員にお願いしてございます。

続きまして議案書9ページ、番号6、大字〇〇第〇地割の田んぼの1筆となります。面積は356㎡になります。利用権の設定をするものが〇〇〇〇。受ける者が〇〇〇〇。使用貸借による5年間の利用権の設定となります。現地確認は寺澤委員と内澤委員にお願いしてございます。

番号7、大字〇〇第〇地割の畑で3, 185㎡になります。〇〇〇〇から〇〇〇〇への5年間による使用貸借となります。現地確認は寺澤委員と内澤委員にお願いしてございます。

続いて番号8、大字〇〇第〇地割の畑の1筆、3, 961㎡となります。〇〇〇〇から〇〇〇〇への利用権の設定、期間は5年間となります。現地確認は、寺澤委員と内澤委員にお願いしてございます。

続いて10ページになります。

番号9、大字〇〇第〇地割の畑1筆、面積が1, 542㎡。〇〇〇〇から〇〇〇〇への利用権の設定で、5年間の使用貸借となります。現地確認は、寺澤委員と内澤委員にお願いしてございます。

番号11、大字〇〇第〇地割の田んぼで、面積が819㎡になります。こちらも法定相続人の申請となりますが、所有者名義は〇〇〇〇で、その息子さんから〇〇〇〇への利用権の設定で、5年間の使用貸借となります。現地

確認は寺澤委員と内澤委員にお願いしてございます。

11ページに行きまして番号12、大字〇〇第〇地割内の田んぼ、1筆で面積が1,579㎡になります。〇〇〇〇から〇〇〇〇への利用権の設定となります。賃貸借による5年間の利用権の設定で、10a当たり3千円の賃借料となります。現地確認は増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。

続いて番号13、大字〇〇第〇地割内の田んぼで、面積が5,101㎡。〇〇〇〇から〇〇〇〇への利用権の設定となります。こちらも5年間の賃貸借で、10a当たり3千円となっております。現地確認は増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。なお、番号12と番号13につきましては隣り合った場所となります。申請人が一体的に使うというかたちとなっております。

番号14、大字〇〇第〇地割の田んぼで1,445㎡になります。利用権設定する者は〇〇〇〇。受ける者が〇〇〇〇。使用賃貸借による5年間の利用権設定となります。現地確認は寺澤委員と内澤委員にお願いしてございます。

以上につきましてご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明申し上げたとおりです。番号1から番号9までと、番号11から番号14までの13件について、一括でご意見を伺いたいと思います。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。

議長 続きまして、番号10については除斥があります。農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議長 番号10について、朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の10ページになります。番号10、農地の場所になりますが、大字〇〇第6地割の畑になります。面積は8,145㎡の1筆。〇〇〇〇から〇〇〇〇への利用権の設定となります。使用賃貸借による5年間となります。なお、所有者は〇〇委員のご家族となりますので、除斥の扱いで審議させていただきたいと思います。現地確認は、寺澤委員と内澤委員にお願いしてございます。

以上、よろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　異議なしと認めます。〇〇委員の復席をお願いいたします。

〔 〇〇委員 復席 〕

議 長 　　続きまして、番号15についても除斥があります。農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

〔 〇〇委員 退席 〕

議 長 　　番号15について、朗読を兼ね説明させます。

事務局 　　議案書は12ページになります。番号15、大字〇〇第〇地割内の畑になりまして、面積が8,897㎡になります。利用権の再設定となりまして、いわゆる更新となります。利用権を設定する者が〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者が〇〇〇〇。使用貸借による5年間の利用権の設定となります。以上となります。よろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　異議なしと認めます。〇〇委員の復席をお願いいたします。

〔 〇〇委員 復席 〕

議 長 　　ご異議がないので、議案第3号については原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

議 長 　　日程第6、議案第4号、農用地利用配分計画案に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 　　議案書は13ページになります。農用地利用配分計画について1件ございます。番号1、農地の所在は大字〇〇第〇地割内から第〇地割内までの畑3筆、田んぼ3筆となります。先ほどの議案第3号の番号1の利用権設定を転貸する内容となります。所有者は、〇〇〇〇。農地中間管理機構が借り受けしまして、それを〇〇〇〇へ転貸するものです。賃借料は年額10万2,0

20円。期間につきましては、本年5月29日から令和5年3月31日までとなります。10a当たりの賃借料につきましては、記載のとおり2,871円となります。

以上の1件となります。よろしくお願い致します。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。
番号1について、ご意見を伺いたいと思います。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第4号 農用地利用配分計画案については、原案のとおり異議のない旨を町長へ報告いたします。

議長 日程第7、議案第5号、農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更に対する意見について、上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書のほうは14ページと15ページになります。議案第5号、農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更に対する申請がございまして、その事前協議ということで農業委員会のほうに提出されたものについての協議となります。15ページのほうに概要が付いてございますが、場所につきましては大字〇〇第〇地割内となりまして、田んぼで1,240㎡、畑で788㎡、畑で983㎡、田んぼで1,335㎡、4筆合計で4,346㎡となります。申請人は〇〇〇〇。土地所有者につきましては、〇〇〇〇と〇〇〇〇。それぞれの所有地となっております。この場所の農地区分としては、第1種農地と判断したところでございます。こちらについては、経過等についてもご説明をしたいと思いますので別資料を用意してございますのでこちらを配布させていただきたいと思います。少しお待ちいただきたいと思います。

[この間、資料配布]

事務局 場所につきましては、今までも現状変更届、若しくは農地法第3条の届出等もあった場所でございます。場所は、簡単に申し上げますと〇〇地区の農地で、山林等が隣接した部分となります。議案書のほうに戻りますが、用途としてはその他建物用地への転用を行いたいという内容でございます。工事計画の内容については、事務所の建替え、倉庫、駐車場、転向場、通路、資材置場、備品倉庫、車両管理棟、その他の部分ということで、事務所を移転する先としてこちらの農地を転用をしたいものです。この部分の4筆の農地が農振農用地区域内でございますので、それからの除外を行いたいという内容となっております。別紙の、今お配りした資料をご覧いただきたいと思います。

ます。この件につきましては、申請者から申し出が3月にございまして、今まで県及び岩手県農業会議等から手続きの可否等について相談し、助言等いただいて事務局として確認してきたところです。それをまとめたのがこの資料の1ページ目になります。まず、申請人からの申し出の概要の部分になりますが、読み上げますけれど、当初転用許可を受けていた場所がございます。そちらは〇〇小学校から〇〇工場のほうに上がっていく部分の場所なんですけれども、そこが既に許可を受けてございますが、会社の将来等を考えた場合に若手の雇用、ICT機器の導入等を再度検討を行った結果、面積が不十分であるという結論に至ったということで、については今回、農振地域からの除外しようとする場所に事務所を新築したいという意向でございます。併せて、以前許可を受けた所の部分についても意向を確認したわけですが、その部分については現在資材置場で使っている部分の土地を返却しなければならないことがあって、その代替地として資材置場として使用していきたいという内容の申出がございました。今回、農振除外の申請をされている部分には、以前、農地法第3条で所有権移転をしたところも含まれております。また町の要綱に従い、現状変更届により盛土、あるいは切土というか崩した農地もございます。そういった部分を今の時点で転用をしたいという申し出について、それが農地法上、手続きができるものかという部分を確認してきたわけですが、結論としては規制する法的根拠、明確なものは無いという結論になりました。ただし、農地法第3条の考え方、農地法上の考え方は農地利用をするという前提で手続きを行った、取得したという部分をどう見るかというようなところになるというのが一致した見解なのかなというふうに思っております。あとは、今は農振地域からの除外について農業委員会としての意見を町に対して回答するという段階でございますので、今後、農地転用の手続き、具体的な申請はこれから出てくるわけですが、今の段階で農業委員会の意見を出していただきたいということになってございます。県の担当部署である広域振興局農政部の見解としましては、農地法第3条の部分では、いわゆる3年3作の考え方に法的根拠、拘束力があるかについて確認したところ、明確な法令や文書はないが但し、考え方としては農地法第3条の許可を行った時点で、営農計画上必要な農地の取得であったか、あるいは、町の現状変更届による手続きが相当だったかという部分は確認しておくべきであるという見解を頂いております。もう一点ですが、農地転用を出来るかどうかという視点で見た場合に農地区分というのが一つ判断の材料となるわけですが、農地区分上どれに該当するかということで事前に確認をしたところ第1種農地に該当し、いわゆる10ha以上の一団の農地の一端に属するという見解で、県からも同意を頂いております。また転用不許可の例外規定である集落接続の家屋の連担に該当するというので、転用の許可は得られるという考えでおります。もう一つ、岩手県農業会議からも同様なことをお伺いしたわけですが、農地法第3条は自作が前提の権利の取得申請であって、農地法の考え方の投機的な農地の先行取得を防ぐ観

点から、取得直後のこういった事案については相当な理由、あるいは状況の変化等が無いと説明するには難しいのではないかという見解をいただいております。また農地法第3条申請を許可した時の農業委員会の手続き、審査が適切だったかという部分も問われかねない旨、おっしゃっておられました。相当の事情の変化が、こういったものがあつたかというのを整理する必要がありますよということでは回答を頂いたところであります。裏面をご覧くださいと思います。2ページと振ってあるところなんですけど、こういったことを基に事務局のほうでもこの手続きを進めてよいものかどうかということを検討して参りました。結果として、今回審議いただくこととなったわけですけれども、考え方としては、資料に書いてございますが農地法上、第3条許可申請に係る部分ですけれども、町の現状変更届けの要綱に従った手続等、農地として利用することが前提の行為ではございますが、転用手続きをしてはならないとする法的根拠が、明確なものを示すことが出来ないということがあります。他には、適正な手続きを踏んで、農地転用に向けた申請がされている。例えば、もう建物を建ててしまっているとかというような違反転用の事案ではないというような部分を含めて、順を踏んで手続きがなされているという部分を考えて場合に、受け付けないということは手続き上できないのではないかと考えているところでございます。但し、先程も申し上げた岩手県農業会議、県の振興局からの見解の中にありますように、事情変更の相当の理由があつたかどうかという部分での判断は必要なのかなということは考えてございます。以上が、今回の一連の手続きについての考え方等を整理した部分となります。

次のページになります。手続きの申請の内容について、若干ご説明したいと思います。資料の3ページ目になります。二つに分かれておりますが、土地所有者がお二人いらっしゃるという事で、1-1と1-2と別々のものになります。上の方の所有者が〇〇〇〇、田んぼが1筆で1,240㎡になります。下が〇〇〇〇の所有地で畑が2筆と田んぼが1筆となります。位置関係につきましては、裏面の4ページ目の部分もご覧いただきたいと思います。赤く囲っている部分の上のほうの畑2筆が〇〇〇〇の所有地となっていて、昨年、農地法第3条で所有権移転を行った農地になります。その下側、山林を挟んでの下側に田んぼが、地番で〇番、その隣に〇〇とありますが、〇〇番が〇〇〇〇の所有地で、〇〇が〇〇〇〇の所有地となつてございます。農振地域からの除外を行おうとしているのがこの4筆分ということになります。事業計画上で使用する部分については、上の〇〇から隣の〇〇、その下の山林、その左隣の〇〇、その下の〇〇、〇〇の田んぼ、〇〇の田んぼになります。あと、③と書かれている所に隠れたりしているんですけど、その部分の原野等を一体的に使うということになります。そのうち農振地域内にある農地をまずは除外をしたいという手続となります。5ページと6ページが事業計画書の内容となります。こちらに事業の目的、必要性が書かれております。先程、場所をご説明しましたけれど、どの場所を使うかという

部分で、合計面積が7, 994㎡ということでございます。

7ページのほうは、今回の農振除外手続きには直接は関係ないのですが、新たな事務所用地として使いたいということもありますので、昨年許可済みの所については取下げあるいは、別の用途へ変更の必要性がある場合には、変更の申請が必要ですよということになるわけですが、それについては、先程申し上げたように資材置場としての利用に変更をしたいという事で、そのための申請内容になります。こちらについては、県のほうからも確認頂きながら、この内容が相当かというのは今後また確認をしていくという作業になりますが、農振除外とこの変更申請については一体的に考えるのが必要だろうということで、許可済みの箇所の内容についても参考資料ということで説明させていただきます。

資料の8ページと9ページ及び10ページは参考資料として付けてございます。第1種農地とはどういったものか。9ページでは、第1種農地と判断した根拠として、当該地が10haの一団の農地に属するとしても、家屋の連担に該当し、集落接続の例外規定によって、転用手続きは可能だということも資料として付けさせていただいております。10ページでは、今までの農地に関する手続きの流れをまとめた一覧表になってございます。以上が今回の農振除外の手続き、申し出についての流れ、事業計画内容と関係機関から確認した見解等についてまとめたものになります。これらを基に、この申請について妥当かどうかということをご審議いただくということになりますのでよろしくお願い致します。

議長 ただいま説明申し上げたとおりです。現地確認についてですが、番号1については太田委員と下谷地委員に依頼しておりますのでご報告をお願いします。

下谷地委員 報告します。4月19日、太田委員と事務局と私と3人で現地確認をしてまいりました。〇〇〇〇所有の農地ですが、国道沿い、〇〇〇〇の左側の造成地の下側の田んぼとなります。転用により、周囲への被害は無いと思われま。というよりも、造成後、土地の周りは全部〇〇さんの土地に囲まれ道路もなく、田としてはどう見ても見えない状況で、受人に渡した方が一番いい状態だと思って見てまいりました。

続きまして、先ほどの上側の畑ですが、位置周囲は国道沿いにあり、〇〇〇〇に向かって左側の場所で、3月の総会で現状変更届の完了報告があった場所です。周りに被害がないかということになると、それほど被害は無いと思われま。農地法第3条は、自作が前提の権利取得申請なので取得直後の転用は難しいと考えられますが、3年3作を求める法令や通知がないとのこと。事務所建設への転用に際しては今後、農業委員会の審査が問われると考えま。

以上です。

議 長 説明と報告が終わりました。
ここで、休憩にしたいと思います。

休憩：午後 2時35分

再開：午後 3時02分

議 長 再開いたします。
ご意見を伺いたいと思います。番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第5号、農業振興地域整備計画及び農用地利用計画の変更については、異議のない旨を町長へ報告いたします。

議 長 日程第8、議案第6号、職員の任免について上程いたします。
朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の16ページになります。4月1日付けの定期人事異動によりまして1名の異動がありました。併せて会計年度任用職員の制度が4月1日からスタートしており、それに伴う職員の任免について審議のほうをお願いしたいと思います。1、免ずる職員、主事、圃田菜穂実となります。2、任命する職員に主事、玉館透、会計年度任用職員、新井田舞の2名となります。
以上となります。よろしく申し上げます。

議 長 人事案件です。ご質問等ございますか。
寺澤委員。

寺澤委員 質問します。会計年度任用職員というのはどういうものですか。

事務局 会計年度任用職員は、以前は町の臨時職員として臨時的に事務の補助をしていただいていたが、地方公務員法の改正によりまして今年4月1日から、会計年度任用職員という名称、制度に変わりました。制度の内容としては、まず、任用が1年間の期間になるということになります。あとは、給与等の面でも今までは日給月給と言いますか日額いくらという賃金だったのが、月額制度となったということで、収入ベースで見ますと手当もありますので今までよりは収入面では増えるというかたちになります。それに伴って、業務のほうについても、いわゆる同じ内容ではなくて例えば事務的に言いますと事務分掌という、正規職員は1年度の担当分野を持つわけですけど、そういういったものにも会計年度任用職員が入るということで、今までよりも責任

というか仕事の内容が増える、責任が増すという考え方になります。ということで、昨年1年間、臨時職員として農業委員会の事務を補助いただいております。継続して今年4月から引き続き会計年度任用職員での採用をするということになります。それに伴って事務分担についても、農地法第3条の關係を中心に担当して頂こうかなと考えております。以上のような内容となりますが、よろしいでしょうか。

議 長 よろしいですか。

寺澤委員 分かりました。

議 長 議案第6号については、原案のとおり決定することにいたします。
以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後3時40分 閉会)